

1 環境問題の推移

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。また、近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題が深刻化しています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の深刻な大気汚染によるPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

国では、『循環型社会』の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」^{※1}が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法の制定・改正が行われてきました。平成25年4月には、有用金属の回収、使用済み小型家電のリサイクルを推進するため「小型家電リサイクル法」^{※2}が施行され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」^{※3}の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「P C B廃棄物特別措置法」^{※4}が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」^{※5}の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正が行われたほか、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

地球温暖化問題については、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しが行われる中、電力固定価格買取制度（FIT）の導入等により、再生可能エネルギーの導入が積極的に推進されています。

また、平成27年12月のCOP21^{※6}で採択された国際的合意である「パリ協定」を踏まえ、国の削減目標達成に向け、「地球温暖化対策推進法」に基づく地球温暖化対策計画が平成28年5月に策定されています。

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「^{※7}外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

また、持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。^{※8}

*1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）※2 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律※3 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律※4 PCB廃棄物特別措置法：ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法※5 水銀汚染防止法：水銀による環境の汚染の防止に関する法律※6 地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策の推進に関する法律※7 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律※8 環境教育等保健法：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律